

## 豊田都市計画用途地域の変更（豊田市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 延べ面積の 敷地面積に 対する割合	建築物の 建築面積の 敷地面積に 対する割合	外壁の後退 距離の限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物 の高さの 限 度	備 考
第一種低層 住居専用地域	約 71 ha	5/10以下	3/10以下	—	—	10m	21.3%
	約 432 ha	8/10以下	5/10以下				
	約 631 ha	10/10以下	6/10以下				
	小 計 約 1,134 ha						
第二種低層 住居専用地域	約 32 ha	10/10以下	6/10以下	—	—	10m	0.6%
第一種中高層 住居専用地域	約 8.7 ha	15/10以下	5/10以下	—	—	—	17.8%
	約 580 ha	15/10以下	6/10以下				
	約 359 ha	20/10以下	6/10以下				
	小 計 約 948 ha						
第二種中高層 住居専用地域	約 49 ha	15/10以下	5/10以下	—	—	—	1.6%
	約 3.2 ha	15/10以下	6/10以下				
	約 33 ha	20/10以下	6/10以下				
	小 計 約 86 ha						
第一種 住居地域	約 1,168 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	22.0%
第二種 住居地域	約 99 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	1.9%
準住居地域	約 50 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.9%
近隣商業地域	約 101 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	3.0%
	約 60 ha	30/10以下	8/10以下				
	小 計 約 160 ha						
商業地域	約 97 ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	2.0%
	約 7.0 ha	50/10以下	8/10以下				
	約 3.8 ha	60/10以下	8/10以下				
	小 計 約 108 ha						
準工業地域	約 358 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	6.8%
工業地域	約 246 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	4.6%
工業専用地域	約 933 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	17.5%
合 計	約 5,323 ha						100%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

・日南地区は、地区内の大規模工場の閉鎖に伴い、戸建て住宅を中心とした周辺の住宅地と調和した土地利用を誘導するため、住居系の用途地域に変更するものである。

・高橋ほか地区、本田地区、野見山・神池地区、秋葉・平山地区及び日之出ほか地区は、用途地域界の基準とする道路の整備や都市計画道路の変更に伴い、良好な住環境の確保、幹線道路沿道の土地利用の促進等を図るため、周辺の用途地域の指定状況を総合的に勘案し、適切な用途地域に変更するものである。